
新株予約権の取扱いの明確化に係る「株式投資型クラウド
ファンディング業務に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 29 年 12 月 20 日

今般、本協会では、新株予約権を利用した株式投資型クラウドファンディング業務に係るウェブサイトにおける表示事項等の明確化を図るため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

新株予約権の取扱いの明確化に係る「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 12 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

今般、新株予約権を利用した株式投資型クラウドファンディング業務に係るウェブサイトにおける表示事項等の明確化を図るため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- 株式投資型クラウドファンディング業務に係るウェブサイトにおいて表示しなければならない事項及び契約締結前交付書面に記載しなければならない事項に、新株予約権の募集事項及び新株予約権者の管理に関する事項を加える。

(第 9 条第 1 項第 2 号及び第 16 号)

3. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

以 上

※ この改正は、制度の明確化を図るものであることから、パブリックコメント手続は実施していない。

- 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 エクイティ市場部 (Tel：03-3667-8481)

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 12 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。 1 (現行どおり) 2 会社法第 199 条第 2 項 <u>又は第 238 条第 1 項</u> に規定する募集事項 3～15 (現行どおり) 16 発行者における <u>株主又は新株予約権者の管理</u> に関する事項 17～21 (現行どおり) 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。	(ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。 1 (省 略) 2 会社法第 199 条第 2 項に規定する募集事項 3～15 (省 略) 16 発行者における <u>株主管理</u> に関する事項 17～21 (省 略) 2 (省 略)